

令和7年度（2025年度）「家庭の日」あったか家族コンクール実施要項

1 趣旨

青少年が心身ともに健やかに成長していくことを願って、熊本県では毎月第1日曜日を「家庭の日」とし、家族みんなで話し合い、楽しく明るい家庭づくり運動を展開している。また、熊本県ではインターネットの安全利用に向けた様々な取組も行っている。

本コンクールは、その運動の一環として、家族や大切な人と過ごした素敵な思い出を表現した「絵につき」及び「フォトにつき」や、熊本県教育委員会が作成した「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用し、家族で話し合っただめたインターネットを安全に使うための家庭のルール「私たちの1か条」を募集する。

2 主催

熊本県、熊本県教育委員会、熊本県青少年育成県民会議

3 後援（予定）

熊本県PTA連合会、熊本県小学校長会、熊本県中学校長会、熊本県私立中学高等学校協会、熊本日日新聞社、NHK熊本放送局、熊本放送、テレビ熊本、熊本県民テレビ、熊本朝日放送、エフエム熊本、FM791（順不同）

4 応募資格

県内の小・中学生及びその家族（養育している方も含みます）

5 応募作品の関する事項

【共通】

- （1）「絵につき」、「フォトにつき」、「私たちの1か条」のいずれか1人1作品とする。
- （2）自作で未発表のものに限る。

【絵につき】部門

- （1）テーマ「家族で過ごした思い出」
- （2）画用紙（B4判）を縦長で使用する。
- （3）画用紙の上段3分の2に絵、下段3分の1に説明文を書く。裏面に、題名、市町村名、学校名、学年、絵を描いた児童氏名及び文を書いた家族の氏名を記載する。
- （4）絵は児童が担当する。展示に耐えられる重量で、若干の突起物は認める。
- （5）説明文は家族が担当し、縦書きで200字程度とする。

表	裏
絵 (児童担当)	題名 ()
	市町村名 ()
	学校名・学年 ()
	児童氏名
	()
説明文 (家族担当)	家族の氏名
	()

【フォトにつき】部門

- （1）テーマ「家族で過ごした思い出」
- （2）A4用紙を縦長で使用する。
- （3）A4用紙の上部に写真、下部に説明文を書く。裏面に、題名、市町村名、学校名、学年、文を書いた児童・生徒氏名及び写真を撮った家族の氏名を記載する。
- （4）写真撮影は家族が担当し、その大きさは2L判とする。デジタルも可とするが、修整はトリミングのみとする。
- （5）説明文は児童・生徒が担当し、縦書きで200字程度とする。

表	裏
写真 (家族担当)	題名 ()
	市町村名 ()
	学校名・学年 ()
	児童氏名
	()
説明文 (児童・生徒担当)	家族の氏名
	()

【私たちの1か条】部門

- (1) テーマ「インターネットを安全に使うための家庭のルール」
- (2) 応募様式をA4に印刷して使用する。
- (3) 熊本県教育委員会が作成した「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条（※別添参照）」の第5条「私たちの1か条」を、家族で話し合って決める。
- (4) 家族で話し合って決めたルール「私たちの1か条」とその「1か条」に込めた思いや理由（以下、説明文という。）を応募用紙に記入する。
- (5) 家族で話し合いを行ったうえで、1か条、説明文共に児童・生徒が担当し、説明文は横書きで100字程度とする。

※ 各部門の応募様式は、県庁ホームページからダウンロードできます。

6 審査

- (1) 「絵につき」は、小学校低学年（1年～3年）、小学校高学年（4年～6年）の2部門、「フォトにつき」及び「私たちの1か条」は各1部門（小学生～中学生）の計4部門で、入賞者は審査委員会にて審査して決定する。
- (2) 入賞者は、学校名、学年、氏名を公表するとともに、地域振興局長、教育事務所長、市町村教育長、及び該当する学校長に通知する。
- (3) 最優秀賞、優秀賞については賞状及び副賞（図書カード）を、奨励賞については賞状を授与する。
- (4) 入賞数は、次のとおりとする。

	絵につき部門		「フォトにつき」部門	「私たちの1か条」部門	計	副賞 (図書カード)
	小学校 低学年部門	小学校 高学年部門				
最優秀賞	1作品	1作品	1作品	1作品	4作品	5,000円
優秀賞	3作品	3作品	3作品	3作品	12作品	3,000円
奨励賞	6作品	6作品	6作品	6作品	24作品	なし
合計	10作品	10作品	10作品	10作品	40作品	

7 応募期間及び作品の送付

応募期間は令和7年（2025年）12月15日（月）～令和8年（2026年）1月16日（金）までとし、学校長は、応募作品から部門ごとに最大6作品を選定し、締切日までに熊本県くらしの安全推進課へ送付する。なお、推薦書（別紙様式：Excel ファイル）を県庁ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールで送信する（賞状等に使用するので、正確に記入してください）。

【送付先】

〒862-8570（県庁専用 住所記載不要）

熊本県くらしの安全推進課 青少年班 あったか家族コンクール係 西 行

TEL 096-333-2294 FAX 096-382-7403

E-mail（推薦書送信先） nishi-seiya@pref.kumamoto.lg.jp

推薦書ダウンロード：県庁ホームページ

8 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 審査結果については、在籍校を通じて入賞者に令和8年（2026年）2月中旬に通知する。また、入賞者の氏名、学校名、学年及び入賞作品の一部については、県庁ホームページ等に掲載するとともに、報道機関等へ情報提供を行う。
- (3) 入賞者の表彰式を令和8年（2026年）3月1日（日）に開催予定。詳細については、令和8年（2026年）2月中旬に入賞者の在籍校へ連絡する。また、応募者全員（作品を学校に提出した者全員）に参加賞を配布する。
- (4) 入賞作品の著作権は、熊本県くらしの安全推進課に属する。

児童生徒のための

くまもと 携帯電話・スマートフォンの 利用5か条



保護者及び児童生徒のみなさんへ

携帯電話・スマートフォンは、インターネットを通じて世界中とコミュニケーションをとることができる便利な道具です。しかし、インターネットを通して友だちをいじめたり、傷つける書き込みをしたり、されたり、個人情報を通してプライバシーを傷つけたりしてしまうなどの問題や、長時間利用による健康被害など、心身が危険な目にあう可能性もあります。

携帯電話・スマートフォンをどのように使い、これを通じてどのように楽しみ、どのように友だちと情報交換するのか、子どもたち自身が、自分たちの生活の様子も考えながら、利用にあたってのルールを考えていくことがとても大切です。

携帯電話・スマートフォンの利用について、各学校や地域で、それぞれに話し合い、ルールづくりの取り組みが始まっています。熊本県教育委員会では、これらの自主的な取り組みを促進していきたいと思います。そのため、皆さんで取り組んでほしいこととして、「くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用 5か条」を取りまとめました。これを参考に、各学校・家庭・地域で「私たちの1か条」やルールづくりについて話し合いましょう。

そして、ルールづくりを通して、「熊本に生まれてよかった」と言える、笑顔あふれる子どもたちをはぐくんでいける社会を目指しましょう。



「熊本に生まれてよかった」と言える、笑顔あふれる子どもをはぐくむために

熊本県教育委員会

くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条

児童生徒のみなさんは、携帯電話・スマートフォン、パソコンやタブレット、ゲーム機器や携帯音楽プレーヤーなど、たくさんの情報機器に囲まれてくらしています。なかでも、携帯電話・スマートフォンは、もっとも身近な携帯情報機器として、くらしの中で使われています。この携帯電話・スマートフォンを正しくかしこく使っていくために、以下の5か条を参考にそれぞれのルールを決めて守っていきましょう。

第1条

(守ろう! 私たちの健全なくらし)

「約束しよう! 夜10時から朝6時は使わない!」

長時間の利用が原因で睡眠不足など健康に悪影響が出たり、生活習慣が乱れたりすることを心配しています。夜は近くに置かないなど、使わない時間を守るための工夫をしましょう。



第2条

(守ろう! 私たちの安全・安心)

「設定しよう! フィルタリングは当たり前!」

危険なサイトや有害な情報から守ってくれるフィルタリングを解除した使用を心配しています。フィルタリングを利用して安全に使いましょう。



第3条

(守ろう! 私たちの人権)

「尊重しよう! 画面の向こうの相手のこと!」

ネット上での悪口や仲間外し、いじめなどで被害者になったり加害者になったり、大切な友だちとの関係をこわしてしまったりすることを心配しています。相手を傷つけるようなことは書き込まないようにしましょう。



第4条

(守ろう! 私たちのプライバシー)

「判断しよう! 知らせていいこと悪いこと!」

自分や友だちの名前や写真、住所や電話番号などの個人情報の流出により、トラブルに巻き込まれてしまうことを心配しています。決して個人情報を載せないようにしましょう。



第5条

(私たちの1か条)

「

それぞれの使い方に合わせたルールをつくるんだモン!



」

